

第1章 特別支援教育に係る動向及びこれまでの取組

1. 国内外の動向

(1) 教育基本法及び学校教育法の改正

平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正され、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」との条文が新たに規定されました。

その後、平成19年に学校教育法が一部改正され、障害の種類や程度に応じて、盲・聾・養護学校といった特別な場で実施されてきた「特殊教育」から、全ての幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、弾力的に教育の場を用意しながら適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への転換がなされました。

(2) 障害者の権利に関する条約の批准

同年9月、我が国は「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」、また個人に必要な「合理的配慮」(Reasonable Accommodation)の提供や障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」等の理念を提唱する「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)に署名し、平成26年1月に同条約を批准しました。

批准に至るまでの間、政府の障害者制度改革の動きとして、障害者施策を推進するための様々な国内法整備が進められてきたところです。

【参考】

- ・障害者基本法の一部改正(障害者権利条約の趣旨等を踏まえた改正)
- ・学校教育法施行令の一部改正(就学先決定の仕組みに係る改正)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)の制定
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 など

(3) 中央教育審議会 初等中等教育分科会 報告

平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(以下「中教審報告」という。)が出されています。

この中で、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること」などの提

言がなされました。

具体的には、就学相談・就学先決定の在り方の検討、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及び基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進、そして特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等、インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備の一層の充実が求められています。

(4) 障害者差別解消法の施行

平成 25 年に制定された障害者差別解消法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現に資することを目的としています。障害者基本法第 4 条には、障害を理由として差別することの禁止や、社会的障壁の除去に当たって必要かつ合理的な配慮を行うことなどが規定されていますが、このような障害者差別の禁止の基本原則を具体的に実現するための法律が障害者差別解消法であり、平成 28 年 4 月に施行されました。

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」においては、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこととあります。また、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めることとあります（国、地方公共団体及び国立大学法人においては、合理的配慮が義務となっていることに留意が必要）。

以上の趣旨も十分に踏まえた上で、本市の特別支援教育の一層の推進を図っていくことが必要です。

2. 北九州市におけるこれまでの取組 (障害者福祉、子育て支援及び教育分野)

こうした国内外の動向と併せて、北九州市においても、障害者福祉の充実や特別支援教育の推進を図ってきました。

(1) 保健福祉局の取組

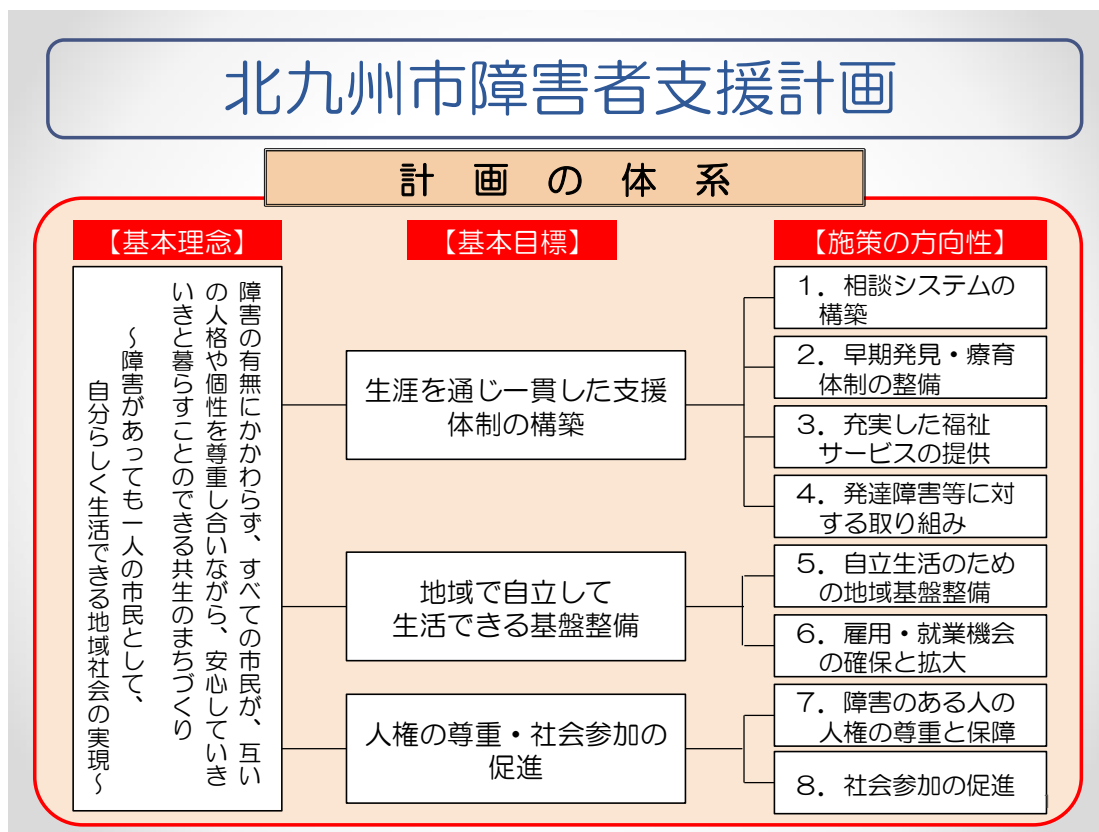
障害者施策に係る近年の市政運営上の動きとしては、障害者基本法に基づき、平成 18 年に障害福祉分野の新たな基本計画「北九州市障害者支援計画」(平成 18～22 年度)が策定されました。平成 19 年 11 月には、同計画に障害者自立支援法の趣旨を反映させた「北九州市障害者支援計画実施計画」(平成 19～22 年度)も策定されています。

その後、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定といった国の法整備の動きを受けて、平成 24 年 2 月には、「北九州市障害者支援計画」(平成

24年度～平成29年度)が策定されました。「障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり」を基本理念とし、生涯を通じ一貫した支援体制の構築、地域で自立して生活できる基盤整備、そして人権の尊重・社会参加の促進の3つを基本目標に設定して、相談支援体制の整備、地域生活の支援、就労支援など幅広い施策を推進しています。計画の中間年に当たる平成27年3月には、後期の成果目標や新規・拡充施策を盛り込んだ「第4期北九州市障害福祉計画」及び「北九州市障害者計画【拡充版】」が策定されています。

また、平成28年4月の障害者差別解消法の施行を受けて、相談体制の整備や普及啓発など、障害を理由とした差別の解消へ向けた取組が進められています。

【「北九州市障害者支援計画」の全体概要】



(2) 子ども家庭局の取組

子ども・子育ての分野については、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。また、平成24年8月には子ども・子育て支援法が制定され、さらに、平成26年4月には次世代育成支援対策推進法（平成37年3月31日までの時限立法）が改正されました。

これらを踏まえ、「新新子どもプラン【平成17～21年度】」「元気発進！子どもプラン【平成22～26年度】」に次いで、平成26年11月に「元気発進！子どもプラン（第2次計画）【平成27～31年度】」を策定しました。

この計画は、質の高い幼児期の学校教育や保育、地域における子ども・子育て支援を総合的に提供するための「子ども・子育て支援事業計画」と、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等のための「次世代育成行動計画」を包含したものとなっています。

また、この計画は、子どもの成長と子育てを地域で支え合うまちづくりを基本理念に、4つの政策と14の施策で構成しています。

このうち、「障害のある子どもへの支援」では、障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくりを施策の方向性に設定し、保育所等から小学校等入学時の情報伝達の強化や放課後対策の充実、また重度の障害のある子どもや発達障害のある子どもへの支援の充実などを推進しています。

【「元気発信！子どもプラン（第2次計画）」の全体概要】



(3) 教育委員会の取組

教育の分野では、前述の改正教育基本法に基づき、政府に対して教育振興基本計画の策定が義務付けられました。また、地方公共団体に対しても、この教育振興基本計画を参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めることが規定されました。

この教育基本法の改正以前から、本市においては、教育行政の指針として「北九州市教育行政総合計画（いきいき学びプラン）」（平成18年度～22年度）を策定し、子どもから高齢者まで、全ての市民が生き生きと学び、健やかで豊かな生活を送ることができるようにすることを目的とした施策を展開してきました。

平成21年11月には、前述の教育振興基本計画を踏まえた「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（以下「教育プラン」という。）が策定され、教育日本一を実感できる環境づくりを基本方針とした取組が進められているところです（第1期：平成21年度～平成25年度、第2期：平成26年度～平成30年度）。

教育プランにおいては、「思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐく

む」という北九州市の教育目標に向けて、10の施策が示されています。

そのうち、特別支援教育については、特別支援教育の推進体制の充実、教職員の専門性の向上及び保護者・市民への理解啓発が課題として提起されており、関連施策を通じてその推進を図ってきたところです。

こうした取組により、東部地域の特別支援学校の再編整備など、一定の改善を図ることができたものもありますが、様々な教育的ニーズに対応するための相談支援体制や「個別の教育支援計画」等の活用を通じた一貫した指導・支援の在り方、障害者理解の促進等については、更なる改善に向けて取組を重点的に進めていく必要があります。

【「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の全体概要】

